

返戻金制度について

当社の職業紹介により入社した求職者が自己都合による退社、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

- | | |
|--------------------------|------------|
| ❖ 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の 80% |
| ❖ 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の 50% |
| ❖ 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の 30% |
| ❖ 入社後 1 年 以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の 5% |

ただし、契約書および覚書等で別途定めた場合は当該定めによりますので、詳細は契約書・覚書等をご確認ください。